

「掛金および加入者負担金決定通知書」について

先に、退職共済システムにてご入力いただきました月額算定にもとづき、加入者の掛金および加入者負担金が決定します。**9月の入力再開日以降（9月19日頃）**に退職共済システムにて「掛金および加入者負担金決定通知書」がダウンロードできるようになりますので、ご確認をお願いいたします。

※9月の入力再開日につきましては決定次第、共助会HPでお知らせいたします。

「掛金および加入者負担金決定通知書」のダウンロード方法

- ① 退職共済システムに**担当者IDでログイン**
↓
- ② **【月額算定】** “月額算定関連帳票印刷” ボタンをクリック
↓
- ③ 帳票で “掛金および加入者負担金決定通知書” を選択
↓
- ④ 施設名を選択
↓
- ⑤ “印刷” ボタンをクリック

記載されている給与月額欄の金額をご確認ください。

- 必ず、更新する給与月額に間違いがないかをご確認ください。訂正が必要な場合は、早急に共助会までご連絡ください。
- 退職共済システムにて月額算定が未入力の加入者は、前年度の算定額で更新となります。
- 次の加入者が記載されている場合で、届出書類が未提出の場合には早急にご提出ください。
 - ・9月末までに退職される加入者
 - ・9月末までに異動(転出)される加入者※上記の届出は、紙の届出様式でご提出ください。
- 掛金中断中の加入者は、掛金再開の手続きがされるまでは、掛金等の請求はありません。
- 10月分より新しい掛金および加入者負担金で納付していただきます。決定した掛金等で翌年9月まで納付していただきます。

ご注意

- 2025(令和7)年7月より掛金等の変更ができるのは月額算定時のみとなりました。途中で給与の変更(異動・掛金再開を含む)があった場合も次回の月額算定までは掛金等の変更はできません。
- 異動(転入)する場合は、旧施設・団体での掛金等が引き継がれ納付開始となります。
- 掛金中断中の加入者が再開する場合は、直近の月額算定時に決定した掛金等で納付開始となります。